2019 年 12 月 23 日

北海道大学
総長職務代理　笠原　正典　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　山形　定

# 質問及び資料提供の要請

2019 年 12 月 17 日に北海道大学と当組合との間で有期雇用の無期転換に関する団体交渉が開催されたが、その際に大学側から行なわれた説明、及び当組合からの質問への回答は、我々組合の立場から見て不充分・不満足な内容にとどまり、種々の疑問は未だに解消されていない。雇用期限の到来による雇い止めは毎月のように生じており、一刻の猶予もならない問題である。

また、2019 年 8 月に発表された人事院勧告を受けて、大学側から当組合に対して 2019 年 12 月 23 日に説明の意味で情報提供が行なわれ、これに基づいて近日中に団体交渉が行なわれることが見込まれる。

そこでこの際、下記のとおり質問を行ない、かつ資料提供を大学側に要請することとした。

有期雇用の無期転換という常に切迫した問題を念頭に、かつ近日中の開催が見込まれる次回団体交渉の実質化・効率化を期する意味での、質問及び資料提供の要請であり、大学側の誠意ある可及的速やかな回答・対応を切に求める。なお、口頭でなく書面にて（及び／或いは可能なら、Microsoft Excel で表示することができるファイルで）回答・対応いただきたくお願い申し上げる。

記

（文章が長い場合には、下線を付することで質問・要請の内容を明示した）

① 以下の各時点について、「部局別の在職状況（特任教員（再雇用以外）・契約職員・短時間勤務職員・嘱託職員（元非正規）・男女計）」の表をいただきたい。

2009 年 4 月 1 日現在、2009 年 10 月 1 日現在、
2010 年 4 月 1 日現在、2010 年 10 月 1 日現在、

2011 年 4 月 1 日現在、2011 年 10 月 1 日現在、
2012 年 4 月 1 日現在、2012 年 10 月 1 日現在、
2013 年 4 月 1 日現在、2013 年 10 月 1 日現在、
2014 年 4 月 1 日現在、2014 年 10 月 1 日現在、
2015 年 4 月 1 日現在、2015 年 10 月 1 日現在、
2016 年 4 月 1 日現在、2016 年 10 月 1 日現在、
2017 年 4 月 1 日現在、2017 年 10 月 1 日現在、
2018 年 4 月 1 日現在、2018 年 10 月 1 日現在、
2019 年 4 月 1 日現在、2019 年 10 月 1 日現在、
及び 2020 年 1 月 1 日現在（すなわち最新データ）

なお、このデータは以前 2018 年 7 月 26 日の団体交渉の際に大学側から提供を受けたのと全く同種のデータであることを申し添える。

② 2015 年 3 月末時点、及びそれ以降 2018 年 3 月末時点に至るまでの毎月末時点で
・「雇用期間が通算 5 年以上となる者」、及び
・各時点での通算雇用期間 5 年の満了による退職者、
及び、それ以降毎月末時点で（つまり、2018 年 4 月末から最近時すなわち 2019 年 12 月末に至るまでで）
・「雇用期間が通算 5 年以上となる者」、及び
・各時点での通算雇用期間 5 年の満了による退職者、及び
・当該月での無期転換申請者
の部局別の（つまり、①の表と同じ区分による）人数を開示していただきたい。

なお、このデータとほぼ同様な内容のデータは以前 2018 年 7 月 26 日の団体交渉の際に大学側から提供を受けている（但し、提供を受けたデータは 1 つの時点についてのみであり、かつ職種別・性別となっていて部局別にはなっていない）、ということを申し添える。

③ 以下の各時点について、雇用財源別の非正規職員数を部局別に（つまり、①の表と同じ区分に基づいて）開示していただきたい。
2014 年 4 月 1 日現在、2014 年 10 月 1 日現在、
2015 年 4 月 1 日現在、2015 年 10 月 1 日現在、

2016 年 4 月 1 日現在、2016 年 10 月 1 日現在、
2017 年 4 月 1 日現在、2017 年 10 月 1 日現在、
2018 年 4 月 1 日現在、2018 年 10 月 1 日現在、
2019 年 4 月 1 日現在、2019 年 10 月 1 日現在、
及び 2020 年 1 月 1 日現在（すなわち最新データ）

なお、このデータとほぼ同様な内容のデータは以前 2018 年 7 月 26 日の団体交渉の際に大学側から提供を受けている（但し、提供を受けたデータは 1 つの時点についてのみであり、かつ職種別となっていて部局別にはなっていない）、ということを申し添える。

④　北海道大学が有期雇用の 5 年ルールを維持する理由として団体交渉の席上などで繰り返し挙げられている「人件費の固定化」について、大学当局が具体的にどのような数値によって「人件費の固定化」の度合いを測っているかを説明していただきたい。なお、説明の際には北海道大学の Web サイトで公開されている財務諸表上の数値（千円単位）との関連が明確にわかる仕方で説明していただきたい。また、財務諸表上の数値との関連が直接的に明示できない場合には、関連の明示化に資する数値を、百万円でなく千円を単位としてこの際合わせて開示していただきたい。

【趣旨説明】

いわゆる「人件費の固定化」については、まずこの「人件費の固定化」なる基準が定性的なものではありえないことが確認されねばならない。なぜなら、「人件費の固定化」を定性的な基準だと主張するならば、それはすなわち、正規職員と非正規職員を区別し、非正規職員については 5 年超の雇用を認めないと言っているのと同義になり、したがってそれは、改正労働契約法の趣旨（有期雇用者が 5 年を超えて雇用される可能性を当然の前提として、その場合に労働者に無期転換権を付与する、というもの）に真っ向から反することになるからである。

したがって、「人件費の固定化」なる基準は何らか定量的なもの、すなわち財務諸表上の数値と何らか関連づけられるもの、でなければならない。ところが、大学側はこれまでの団体交渉の中で、この点に関する説明を一切行なってきておらず、およそ誠実な交渉態度とは言いがたい。そこで、今回④の質問を提起するに至った次第である。

⑤　④の質問との関連で、2004 年度～2018 年度までの各年度について北大病院の人件費の明細を、百万円でなく千円を単位として開示していただきたい。

　なお、人件費の明細としては、北海道大学の Web サイトで公開されている財務諸表中の「教員人件費」及び「職員人件費」の項目の明細と同程度に詳しい明細を開示していただきたい。

以上